

◎佐賀県条例第14号

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
(手数料) 第19条 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。				(手数料) 第19条 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。					
	納付義務者	手数料		納付時期		手数料			
		名称	額			名称	額		
1	法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	<u>8,700円</u>	受験申込みのとき	1	法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	<u>9,800円</u>	受験申込みのとき
2～18 略				2～18 略					
2・3 略				2・3 略					

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。